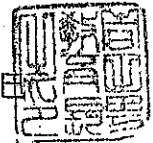




吉教学 第 1852 号
令和 7 年 1 月 31 日

吉田町監査委員 藁科 武夫 様
吉田町監査委員 三輪 美由紀 様

吉田町教育長 山田 泰



定期監査結果に基づく措置について

令和 7 年 1 月 7 日付け吉監第 68-4 号による定期監査結果報告書による監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 15 項の規定により通知する。

記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 吉田中学校、自彊小学校、中央小学校、住吉小学校
- 3 監査結果報告年月日 令和 7 年 1 月 7 日
- 4 監査の結果の内容

「吉田町立小・中学校薬品管理取扱いの手引き（理科薬品用・保健室薬品用）」による薬品管理において、各学校で異なった管理が行われており、手引きに沿った管理が行われていない学校が散見された。ついては、学校教育課による指導・監督により、手引きに沿った管理が徹底されるよう努められたい。また、吉田町監査基準第 18 条第 2 項に基づき、どのような措置を講じたか、次回決算審査までに報告を求める。

5 措置の内容

令和 6 年 11 月 18 日付け事務連絡により、「吉田町立小・中学校薬品管理取扱いの手引」の内容を遵守し、学校薬品の管理を適正に行うことを各学校に通知するとともに、令和 6 年 12 月 9 日開催の校長研修会において説明を行い、手引の内容を遵守し、薬品管理が適正に行われるよう指導した。今後、年度末に各学校を訪問し、手引の内容が遵守されているか目視により確認を行うこととする。

担 当 教育振興部
内 線 271

